～中小企業者等が生産する新商品・提供する新役務の調達の機会拡大を応援 ～

令和８年度（2026年度）
新商品トライアル制度 募集のご案内



道では、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しており、この度、令和8年度（2026年度）の認定申請受付を開始いたしました。

申請受付期間

令和8年（2026年）10月2日（金） ～ 11月16日（月）

応募できる方

次のいずれにも該当する者が応募できます。

（1）道内中小企業者等であること。

（2）道内で新商品の生産等をする者であること。

（3）道税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

認定の要件

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の増進に寄与し、次の要件（抜粋）を全て満たすものです。

（1）申請時点において、既に道内で販売され、販売開始から5年を経過していないこと。

（2）道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。

（3）新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

※このチラシは、概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず、道のホームページで「募集要項」や「Q＆A」をご覧になり、受付期間内に申請書類を提出してください。

認定メリット

（1）道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品・新役務の調達に努めます。
（2）道は、新商品・新役務の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、新商品等のPRに努めます。
（3）道の融資資金（北海道中小企業総合振興資金）において、優遇金利による融資が活用できます。
・ ステップアップ貸付　融資金額1億円以内

申請方法

新商品又は新役務ごとに、下記の「申請書提出先・お問合せ先」に、
申請書類をメール又は郵送（持参も可）で提出してください。 ※締切日必着
申請書類（認定申請書、実施計画書）の様式は、道のホームページで入手できます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/164881.html

◆ 申請書類（各1部提出）
① 認定申請書
② 実施計画書
③ 定款（個人の場合は住民票）
④ 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
⑤ 新商品等に関する資料（カタログ、写真、プレゼン資料等）

＜留意事項（抜粋）＞

（1）本制度での認定により、道が品質等を保証するものではありません。
（2）認定しても道の購入を確約するものではありません。
（3）認定した商品を道が工事で使用又は発注する場合、本制度による随意契約は適用されません。
（4）申請書類及び添付書類に記載された個人情報は、本事業に関してのみ使用します。
（5）申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
（6）申請する商品等が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。
（7）税の滞納がないこと及び暴力団員等でないことを認定申請書で申出及び誓約していただきます。

申請書提出先・お問合せ先

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

住所：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話：011-206-0494（直通）
E-mail:keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp